3　事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後及び必要に応じ、手洗い用溶液等を使用する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し手洗い用溶液等を使用させる等適切に手洗い用溶液等の使用が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（作業衣等の汚染の除去）

第五十条　事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、洗濯のための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉱等による汚染を除去するための措置を講じなければならない。

2　事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣等の鉛等又は焼結鉱等による汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。

（喫煙等の禁止）

第五十一条　事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない。

2　前項の作業場所において作業に従事する者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。

（掲示）

第五十一条の二　事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一　鉛業務を行う作業場である旨

二　鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三　鉛等の取扱い上の注意事項

四　次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

イ　第二十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、次条第一項の測定の結果の評価が第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

ロ　第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所

ハ　令別表第四第九号に掲げる鉛業務を行う作業場

ニ　第五十八条第三項各号に掲げる業務を行う作業場

ホ　第五十八条第五項各号に掲げる業務を行う作業場（有効な局所排気装置、プッシュプル型排気装置、全体換気装置又は排気筒（鉛等若しくは焼結鉱等の溶融の業務を行う作業場所に設ける排気筒に限る。）を設け、これらを稼動させている作業場を除く。）

ヘ　第五十九条第一項の業務を行う作業場

第五章　測定

（評価の結果に基づく措置）

第五十二条の三　（略）

2　（略）

3　事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一～三　（略）

（新設）

（作業衣等の汚染の除去）

第五十条　事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、洗たくのための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉱等による汚染を除去するための措置を講じなければならない。

（新設）

（喫煙等の禁止）

第五十一条　事業者は、鉛業務を行なう屋内の作業場所で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場所の労働者が見やすい箇所に表示しなければならない。

2　労働者は、前項の作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。

（新設）

第五章　測定

（評価の結果に基づく措置）

第五十二条の三　（略）

2　（略）

3　前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一～三　（略）